

「令和 7 年度外国人介護人材マッチング支援業務」 企画提案公募に係る質問と回答

令和7年4月9日

■ 公募参加資格

質問	回答
兵庫県に事業所がある登録支援機関で取引先の介護施設が大阪府内に複数あります。 この場合は、応募させて頂くことは可能でしょうか。	企画提案公募要領（3 公募参加資格（9））に記載のとおり、登録支援機関として支援業務を行う事業所を大阪府の区域に有していることが公募参加資格となります。 大阪府外に事業所がある登録支援機関の場合は応募の対象外となります。
共同企業体で応募する場合、代表構成員を株式会社とし構成員を事業協同組合とすることは可能でしょうか。	地方公共団体及び国が発注した類似業務に関し受注実績がある株式会社の場合は、代表構成員としていただくことは構いません。 受注実績がない株式会社の場合は、「登録支援機関として支援業務を行う事業所を府の区域内に有し、公益法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人又は登録支援機関としての業務を公益目的事業として実施している一般社団・財団法人、協同組合のいずれかに該当する者。」に該当する構成員を代表構成員とすることとしているため、不可になります。
府内にある登録支援機関でも職業紹介事業の実績も持っていない法人であるが、共同企業体で他の構成員が全ての項目を満たす場合に構成員として参加しても良いか。	共同企業体の構成員として参加する際には、企画提案公募要領（3 公募参加資格（9～11））の参加資格のいずれかは有している構成員として参加してください。

■仕様書、提案内容など

質問	回答
マッチングが成立した1号特定技能外国人材に対して、「入国後」に研修を実施することを企画提案した場合、その費用を事業予算に含めることは可能でしょうか。	本事業を通じてマッチングが成立した1号特定技能外国人材に対して、事業の実施期間内に入国後の研修を実施する費用については対象としても構いません。 支援計画にかかる支援とは明確に区別して実施してください。
現地面接や視察に関して、もし要件を満たし、所定の手続きを行った場合には、大阪府が実施している「外国人介護人材受入促進事業」を利用することは可能でしょうか。	予算の限りではありますが、海外現地での面接に「外国人介護人材受入促進事業」を活用することは構いません。
送り出し機関への人材紹介料等は受入れ希望施設負担とあるが、現地での日本語や特定技能試験対策等の事前教育費用など、その名目の如何を問わず、「送り出し機関に支払うものはすべて対象外」という認識で間違いないでしょうか。	送り出し機関に支払うすべての費用においては、本事業の対象外となります。

提案にあたり現状の課題を知りたいため、昨年度の事業目標に対する結果（成立人数等）を可能な範囲で開示ください。	
令和6年度の実績として、特定技能外国人何組、インターンシップ何組、マッチングしたのかご教示ください。	令和6年度外国人介護人材マッチング支援事業におけるマッチング成立数については、令和7年3月17日時点で、1号特定技能外国人27名、インターンシップ生7名となっております。
インターンシップのマッチングにあたり入国時期をご教示頂き、もし年度をまたぐ場合の対応をご教示いただけますでしょうか。	令和6年度にマッチングしたインターンシップ生については、2025年11月の入国を予定しています。年度をまたぐ場合の対応は受託者と協議させていただく予定です。
「昨年度内定している学生～作成支援を含む」とありますが、昨年度と次年度で受託事業者が異なる場合は、昨年度の受託事業者の支援はその時点で切れてしまい、全て次年度の受託事業者へ譲り渡す形となるのでしょうか。	単年度の事業のため、契約期間満了に伴い、受託事業者としての業務は完了します。業務完了後は原則、府に本事業に関する全ての業務を引き継いでいただきます。ただしインターンシップ生受入れ施設等がマッチング後の支援を引き続き希望した場合はその限りではありません。

「派遣する専門家の想定」の部分について、例えば介護福祉士を持っている人材の出向という形なのか、もしくは技能実習生・特定技能の監理を経験した通訳者等の訪問でも代替可能でしょうか。	
派遣する専門家の想定は、具体的にどのような人を指すのでしょうか。	初めて外国人介護人材を受け入れる施設等への様々な課題解決に向けた伴走支援をおこなうために、必要となる外国人介護人材の受入れにあたっての専門的な知識をもった「派遣する専門家」をご提案ください。
相談支援実施について、専門性のある者等への派遣を基本とし、1施設に当たり3回以上派遣を行うことと記載されているが派遣とはどのような意味でしょうか。 説明訪問でよろしいのでしょうか。	派遣とは伴走支援をおこなう施設等に赴いていただき外国人介護人材の受入れに関する支援を対面で行っていただくことを想定しています。
登録支援機関として業務として義務的支援を代行する場合は、本業務で実施する支援とは区別して行うとあるが、区別とはどうするのでしょうか。	本事業を通じてマッチングをした後に施設から受託者が登録支援機関として業務委託を依頼された場合は、受託者としてではなく、登録支援機関として施設等と調整ください。 その際に発生する費用は本業務の経費に含めることはできません

事業対象は府内の介護保険法上の介護事業を行う施設等とあるが特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院以外の対象施設をご教示ください。また、外国人材を受け入れた実績のある施設等は対象施設となりますでしょうか。 もし外国人材を受け入れた実績のある施設が対象になるのであるなら「マッチング支援にかかる伴走支援の取組みで外国人材を受け入れたことがない施設等を対象に、伴走型の個別の相談支援を実施し、マッチング参加に至るまでの支援を行うこと」とあるが、外国人材を受け入れた実績のある施設等に対してはどのように対応すればよいかご教示いただけますでしょうか。	主な対象施設は、厚生労働省のHPに掲載されている「介護分野の1号特定技能外国人を受け入れる対象施設について」に該当している施設の中で、老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業に記載のある特定技能を受け入れることができる施設が対象となります。 なお、当該事業は外国人介護人材の受入れをしたことがない施設等を対象としていますが、受入実績のある施設等への支援を妨げるものではありません。 ただし伴走支援でマッチングに繋がっていただく施設は、外国人介護人材を受入れたことがない施設等を対象としてください。 (参考) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html 「介護分野の1号特定技能外国人を受け入れる対象施設について」を参照
仕様書に記載されてある5番目【事業対象】は現地1号特定技能外国人とは明確にご説明いただけないでしょうか。	海外現地に在住している外国人になります。
イニシャルの部分は事業費から一部補填する施策でもよろしいでしょうか。	本事業の実施にあたり必要とするイニシャルな部分について、事業を実施するのに必要なSNSなどのシステム構築等の費用であれば、事業費から一部補填いただいても構いません。 外国人材の受入にかかる介護施設等が負担する費用の助成を補填するといった施策は認められません。
「当日の資料の追加や、別途プレゼンテーション用資料の作成・投影等は出来ませんので、ご承知おきください。」とありますが、企画提案書の中に別紙として資料を盛り込むことは可能でしょうか。	企画提案の内容を別紙として資料を作成いただくことは構いません。 提出期限を過ぎての別紙としての追加資料や別途プレゼンテーション用の資料の提出は認められません。

ベトナムの別大学からのインターンシップルートをすでに確保しているのですが、他大学のインターンシップ紹介は実績の対象になるでしょうか。	インターンシップ生の対象は、ベトナム社会主義共和国・ドンア大学とのマッチング数が実績の対象となります。
外国人人材を受け入れたことがない施設等とあるが、受け入れた施設でも課題を感じている施設を伴走支援でマッチングに結び付けることで実績となるでしょうか。	伴走支援でマッチングに繋げていただく施設は、外国人介護人材を受入れたことがない施設等を対象としてください。